

京都市告示第 10 号

平成20年4月1日京都市告示第34号の一部を、河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成30年4月2日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」、第2項「河川工事の内容」及び第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
都市基盤河川 改修事業	岩倉川	京都市左京区岩倉中在 地町93番地地先の長田 橋	京都市左京区岩倉忠在 地町820番地地先の叡 山電鉄岩倉川橋梁	1,170m
	長代川	京都市左京区静市市原 町838番地の2地先の頼 光橋	京都市左京区岩倉幡枝 町785番地の107地先	980m

2 河川工事の内容

(岩倉川) 護岸改修工事 L=1,170m

(長代川) 護岸改修工事 L=980m

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成50年3月31日

参考

平成20年4月1日京都市告示第34号

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
岩倉川	岩倉川	京都市左京区岩倉中在地町93番地地先の長田橋	京都市左京区岩倉忠在地町304番地の2地先の叡山電鉄岩倉川橋梁	1,170m
	長代川	京都市左京区静市市原町838番地の1地先の頼光橋の上流30m	京都市左京区岩倉木野町94番地地先のあんだ橋の下流110m	980m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成30年3月31日

(建設局土木管理部河川整備課)